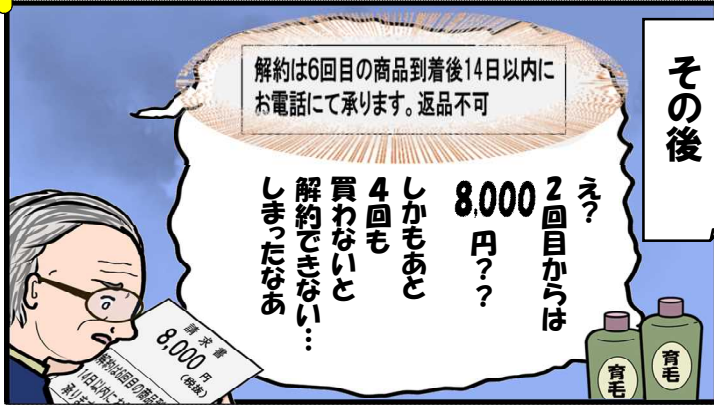




## 解約できない!? 定期購入にご注意! の巻



### 見守りポイント

◎ネット通販だけでなく、新聞広告やテレビショッピングなどの通信販売で定期購入の契約をしたが解約できないという相談が増えています。

#### ◀相談事例▶

- ・「解約の受付期間が次回発送の●日前までに」と書かれているのに、何度電話をかけてもつながらない。
- ・解約には運転免許証等、写真付きの身分証明書の提出が必要と言われた。
- ・解約手続きは特定のSNSでしか受付けていないがそのSNSを利用していない。

### 対処方法

- ◆通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。解約条件などは広告に記載されている条件に従うことになります。
- ◆解約期間が過ぎると、次回の商品を受け取ってから改めて解約期間内に手続きしなければならないケースもあります。
- ◆購入回数や支払総額だけではなく、解約の条件もよく確認して注文するようにしましょう。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999